令和８年第３回嘉島町議会臨時会会議録

・招集年月日
令和８年１１月２日（月曜日）
招集場所　役場庁舎議場
午前１１時００分　開会・開議

・出席議員（１０名）

１番	春日公和	７番	満田和浩
２番	木下　武	８番	増岡　司
３番	穴井智子	９番	川野伸一
５番	園田義宣	１０番	森田義雄
６番	森下文夫	１１番	境野隆文

・欠席議員（１名）
４番　齊藤　進

説明のため出席した者の職氏名

町　長	鍋田　平
教育長	江上知男
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	石坂英一
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
水環境課長	吉本博志
企画情報課長	藤本賢二
都市計画課長	河原和幸
学校教育課長	中冨　喬
社会教育課長	西本幸弘
会計管理者（兼会計室長）	下田雅文

・職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長　増永貴士

議事日程第１号

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第５４号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第９号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第４号）

日程第４　議案第５５号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第１０号　嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について

日程第５　議案第５６号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第１１号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第５号）

日程第６　議案第５７号　嘉島中学校校舎増築他工事請負契約の締結について

日程第７　議案第５８号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第６号）

閉　会

開会・開議　午前１１時００分

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　皆さん、おはようございます。　定刻時間になりましたので、会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は１０名です。定足数に達していますので、令和８年第３回嘉島町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。なお、齊藤　進議員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、１番 春日 公和 議員、２番 木下 武議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第２　会期の決定

○議長（境野隆文君）　日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日限りと決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

議案の上程及び提案理由の説明　質疑　討論　採決

○議長（境野隆文君）　日程第３　議案第５４号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第９号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第４号）についての件を議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君）　議長

○議長（境野隆文君）　鍋田町長

○町長（鍋田平君）　皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中に、臨時議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日５件の議案を提出させていただいております。

慎重審議よろしくお願いいたします。

議案第５４号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第９号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第４号）は、地方自治法第１７９条第１項の規定により令和８年９月１８日に専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君）　以上で町長の説明を終わります。

これより質疑を許します。

議案第５４号の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
議案第５４号の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
議案第５４号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第９号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　日程第４　議案第５５号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第１０号　嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定についての件を議題とします。
町長の説明を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）　議案第５５号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第１０号嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定については、被災した納税義務者の生活再建を支援するため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第１７９条第１項の規定により令和８年９月２８日に専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君）　以上で町長の説明を終わります。
これより質疑を許します。
議案第５５号の質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
議案第５５号の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
議案第５５号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第１０号　嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・
○議長（境野隆文君）　日程第５　議案第５６号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第１１号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第５号）の件を議題とします。
町長の説明を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）　議案第５６号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第１１号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第５号）の件を議題とします。町長の説明を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）　専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第１１号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第５号）は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年１０月１４日に専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）　以上で町長の説明を終わります。
これより質疑を許します。
議案第５６号の質疑はありませんか。
○３番（穴井智子君）　議長
○議長（境野隆文君）　穴井議員
○３番（穴井智子君）　おはようございます。３番穴井です。質疑をさせていただきます。先ほどの全員協議会の中で、ちょっと時間が足りないということで、質問ができませんでしたので、ここに関係する課の担当課長あるいは町長にお答えいただければと思います。歳入歳出で、地域支え合いセンター事業補助金ということで、委託先補助先が社会福祉協議会と思われますけれども、これまでの地域支え合いセンターの事業もございますが、社協さんの方もですね、これまでの職員さんの人数だったり、社会福祉等をお持ちで仕事をしている方も多数いらっしゃいますけれども、こういった事業が、年々増えていっているのではないかというお声も社協さんの方にですね、事業が増えていっているのではないかというお声も多数あります。今回この熊本地震、７月２８日に発生しました熊本地震においての支え合いセンター事業補助金ということかと思いますけれども、これについてもう少し人員体制でしたり、追加といいますか、事業の内容でしたり、これまでの支え合い事業に追加してというか、包括的にやられているので、区別が難しいかと思いますけれども、どういったことをされるのかって具体的にちょっとご説明をいただければと思います。
お願いします。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）穴井議員の質問に対して、担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願いします。
○福祉課長（松本和美君）　議長
○議長（境野隆文君）　松本福祉課長
○福祉課長（松本和美君）福祉課長の松本です。よろしくお願いいたします。穴井議員の質問にお答えいたします。今回熊本地震に関しまして、地域支え合いセンターを１１月１日から設置することになりました。
中身としましては、熊本地震で被災に遭われた方々が応急仮設住宅、みなし仮設の方に入居されると思いますので、そちらの居住者や在宅で避難、被災された高齢者、または障害者、生活困窮者及び子育て世帯に対して、安心した日常生活を支えるために、見守り、生活支援、関係機関へのつなぎ等を総合的に行うことを目的としております。体制といたしましては、社会福

祉協議会の職員が兼務で１名、その方がセンター長になられます。そして、臨時職員として２名を採用いたしました。この方たちが生活相談支援員ということで、主にみなし仮設の方を２人１組ないしは３人１組で回られて、相談とか、生活状況の確認とかをして回られます。先ほど社会福祉協議会の体制の方でちょっと人数が厳しいのではないかというお声掛けがありましたけれども、その点に関しましては、現在社会福祉協議会の中は確かに人数がちょっと相談件数も多いので逼迫している状況ではあります。ただ今回の地震に関しましては、センター長が本来は事務をされている方がセンター長になられますので、その分に関しましては問題はないかなと思っております。あと、今回の生活支援員として、相談支援員として採用された２名の方につきましても研修の方をいたしまして、十分な聞き取りとか相談ができるよう研修を多く取り入れて実施していこうと思っております。また、社会福祉協議会のみだけではなく、福祉課の方の社会福祉士の方も伴走し保健師の方も伴走していく予定でございます。
以上です。
○議長（境野隆文君）　他に質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
議案第５６号の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
議案第５６号　専決処分の報告並びに承認を求めることについて　専決第１１号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　日程第６　議案第５７号　嘉島中学校校舎増築他工事請負契約の締結についての件を議題とします。
町長の説明を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）　議案第５７号　嘉島中学校校舎増築他工事請負契約の締結ついて
次により嘉島中学校校舎増築他工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。
令和８年１１月２日提出
嘉島町長　鍋田　平
記
１　契約目的　　嘉島中学校校舎増築他工事
２　契約の方法　　指名競争入札
３　契約金額　　９億６９０８万２０９２円
４　契約の相手方　　熊本市中央区大江４丁目１３番２０号
株式会社　小竹組
代表取締役　江越　征記
（提案理由）
嘉島中学校校舎増築他工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。
参考として、「公共工事請負仮契約書」の写しを添付しています。よろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）　以上で町長の説明を終わります。
これより質疑を許します。
議案第５７号の質疑はありませんか。
○３番（穴井智子君）議長
○議長（境野隆文君）　穴井議員
○３番（穴井智子君）穴井です。全員協議会で説明を受けた内容では、住民の方からですね、付託を受けて、ここに立っているものとしては、なかなか住民の方に説明が難しいかなあと。説明を求められても、今の段階では、ちょっと説明に返答する材料として、乏しいといいますか、私自身が理解を得てないので質疑をさせていただきます。なぜかといいますと、熊本市市長選が１日から昨日からスタートしておりますけれども、庁舎の問題ですね、当初６００億ぐらいと言われておりました件が倍の１２３０億に膨れ上がってると。
そこが今まさに争点で、市長の５名の立候補者が名乗り上げられているわけですけれども、この増築の工事について、当初から少し慎重な立場でありました。私の意見というか、
この１０億弱という金額がですね、子供たちの未来のために必要なことだという理解もしつつ、２０４０年からは人口も減少していくということは、この未来の子供たちに、この嘉島町の財源が重荷といいますか、ものすごく重くのしかかってくるということも踏まえますと、これは建設するという方向で決定しましたので、今ここで反対意見を述べるわけではないのですけれども。
建物を建てるときにやっぱり耐震であったり、いろんな工事を進めていく中で、いろんな事案というか、出てくると、発生すると思います。
なので、物価高騰とかの予想も立ててこの金額になっているとは思いますけれども、東小学校の建築のことも踏まえますといろんなイレギュラーなことも起こり、予想より遥かに
財源がかかったというようなことになりました。なので一番懸念することは、これ以上に
契約を結ぶ、ここに契約書っていうものが、仮の契約書で、この議会で承認をされたら、本契約になるわけなのですけれども。
専決ということでですね、金額の少ないものに関しては専決処分という形で、
契約が進められていくという、そこにすごく心配をしてるところでもあります。何が言いたいかといいますと、町長のお考えだったり、担当課長のお考えでもよろしいですけれども、
これが１０億以上になることが、私はやっぱりこれがね、倍っていうことはないと思いますけれども。ここをですね、少し整理する必要があるのかなと。
幾らでも水のごとく出てくる財源ではありませんので、やっぱりしっかりですね、見極めてといいますか、精査して、契約を結んでいただきたいというところが本心であります。
町長の考えもしくは教育長なり、課長なりのご対応いただけたらと思います。
よろしくお願いします。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）穴井議員の質問につきまして担当課長より説明させますので、よろしくお願いします。
○学校教育課長（中冨喬君）　議長
○議長（境野隆文君）　中冨学校教育課長
○学校教育課長（中冨喬君）穴井議員の質問にお答えいたします。
先ほど議員の方からのお尋ねといたしましては、今後、工事の金額として大幅な増額が見込めるかどうかっていう趣旨の内容だと思います。そこにつきましては、今の設計書、もともとの設計書から大きく変わる部分についてはもちろん変更をする必要がございますし、その際はまた議員の皆様方に説明を行った上で進めていきたいと考えております。また昨今の物価上昇に

つきましては、世界的な情勢によって石油価格であったり、人件費、人件費につきましては、国内の状況ではございますが、想定以上の変動があった場合については、受注者と発注者で協議した上で決定することとなっております。そこについても議会の皆様に説明しながらですね、その必要性を検討しながら、必要があれば、ということでの対応になるかと思います。
以上で答弁を終わります。
○３番（穴井智子君）議長
○議長（境野隆文君）　穴井議員
○３番（穴井智子君）ありがとうございます。こちらが質疑してる私も何を訴えたいのかっていうのがまとまらず、質疑をしたところもありますので、申し訳なかったんですけれども。
時間の関係でですね、こういった議案書が事前に渡されることなく、３０分でこれを見て、質疑はないかと言われるのもちょっと、いかがなものかと思いますのでそこはぜひ議長にも今後ですね考えていただきたいというところも踏まえて先ほどのことに戻りますけれども、
専決として上がってくることが非常に多くございます。専決として処分されたものを議会に諮られるということではなくて、報告として上がってくることがございますので、そこの疑問が少しございましたので、そういったところも少し勘案しての質疑でございました。よろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）
はい。ただいまの穴井議員さんの質疑の内容につきましては、執行部の方も十分に説明責任がありますので、金額が大きくなれば大きくなるほど、いろんな質疑が出るかと思われますので、十分な時間を取って、今後は協議していきたいと思っております。
　他に質疑はございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
　これより討論に入ります。
　議案第５７号の討論はありませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
　これより採決に入ります。
　お諮りします。
　議案第５７号　東嘉島中学校校舎増築他工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
　　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　日程第７　議案第５８号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第６号）についての件を議題とします。
　町長の説明を求めます。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）　議案第５８号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第６号）について
　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第６号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３７９万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０１億７９１２万円としました。
　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。
　なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細

書をご参照ください。
○議長（境野隆文君）　以上で町長の説明を終わります。
　これより質疑を許します。
　議案第５８号の質疑はありませんか。
○１番（春日公和君）　議長
○議長（境野隆文君）　春日議員
○１番（春日公和君）　１番春日でございます。補正予算の中で１つ質問をしたいと思います。災害対策費、一応役務費、切手郵便代等が含まれております。これについては先ほど義援金の配分いうところでですね、ご説明があったのですけれども、よろしければ義援金のですね、５５７５万円。その内訳についてですね、総務課長の方から答える答えられる部分だけでも結構ですので内訳をですね、ご説明いただければと思いますよろしくお願いします。
○総務課長（永田智紀君）　議長
○議長（境野隆文君）　永田総務課長
○総務課長（永田智紀君）おはようございます。総務課長の永田です。よろしくお願いいたします。春日議員のご質問にお答えいたします。今回の義援金ですが、９月１７日までに確定した災害被災状況に応じて配分をされております。重傷者に対して重傷者３人報告しておりますので１人当たり１０万円の３０万円という形になります。全壊が１００万円が３件。
中規模半壊５０万円になりますが、６件。半壊３０万円が４７件、準半壊１０万円が１６３件、一部損壊５万円が３８１件となっております。総額の５５７５万円という形になっております。あくまで９月１７日までに確定した分に対しての義援金となっております。
今後第二次配分第三次配分があるかと思われますが、期日はまだ未定となっております。以上となります。
○議長（境野隆文君）他に質疑はございませんか。
○３番（穴井智子君）　議長
○議長（境野隆文君）　穴井議員
○３番（穴井智子君）穴井です。先ほど全員協議会の時間に説明を受けたことの中に、町民の方がですね、聞いてこられる今朝もその説明を求められましたけれども、まだ回答する情報が私のところにありませんでしたので、回答ができませんでした。ちょっと義援金の話なんですけれども、熊日さんの方からですね、メディアさんの方で、取り上げられておりました。イオンさんからのその先ほどは義援金ではなくて給付金と、それは今回にはまだ計上されてないというご説明だったかと思いますけれども、これは今後どのような取り扱いになられるか総務課の方、もしくは町長からお答えいただければと思います。
○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）はい。穴井議員にお答えします。イオンモールから１億円寄付をいただいております。これはですね、固定資産税、法人税等の減免がございます。
そういうことで非常に財政上厳しい状況になっておりますので、その寄付をいただいた分は一般財源の中に組み込みたいと考えております。よろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）他に質疑はありませんか。
○３番（穴井智子君）　議長
○議長（境野隆文君）　穴井議員
○３番（穴井智子君）　町長の説明ありがとうございます。
日程第４の議案５５号のですね、先ほど承認されました減免のことですけれども、この減免に固定資産税、町民の方の被災された方の減免だったりとかということにこの寄付を使わせていただきたいということでございました。
順序といいますか。そうなると、この防災会議等で説明があってこういう方向だという話があったときにはもうイオンさんの方からのそういったお話がほぼ決まっていたというこ

との理解でよろしいでしょうか。

○町長（鍋田平君）　議長
○議長（境野隆文君）　鍋田町長
○町長（鍋田平君）穴井議員にお答えします。それはまだ決まっておりませんでした。
よろしくお願いします。
○議長（境野隆文君）　他に質疑はありませんか。
○１番（春日公和君）　議長
○議長（境野隆文君）　春日議員
○１番（春日公和君）一番春日でございます。ただいまの質問に関連して質問させていただきます。これはイオンモールからの災害に対しての寄付金であって、一般財源に繰り入れるのは当然です。しかしその使途ははっきりしないと、町の信用性が流れますのでその辺はですね、ぜひ使途を明確にして我々議会にもですね、ちゃんと説明した上で、被災された方、そういった企業さん、いろんな方がいらっしゃいますのでそういった部分に使うべき財源だと思いますのでその辺はしっかりご検討いただきたいと思います。
○議長（境野隆文君）　他に質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
議案第５８号の討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより採決に入ります。
お諮りします。
議案第５８号　令和８年度嘉島町一般会計補正予算（第６号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（境野隆文君）　異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君）　以上で、本臨時会の会議に付されました案件は、全部終了しました。
会議を閉じます。これで令和８年第３回嘉島町議会臨時会を閉会します。
お疲れ様でした。

閉　会　　午前１１時３８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員